

# 香美市教育委員会臨時会会議録

(令和3年8月2日)

招集年月日 令和3年7月21日(水)  
招集場所 香美市本庁舎 2階教育委員会会議室  
会議の日時 令和3年 8月 2日(月) 午前11時20分  
出席者 白川 景子 宮地 憲一 西 美紀 浜田 正彦 小松 清貴  
欠席者 なし

## 説明のための会議出席者

教育次長	秋月 建樹
教育振興課長	公文 薫
教育振興課学校教育班主監	明石 芳文

## 職務のための会議出席者

## 会議録署名委員

小松委員

## 傍聴人氏名

なし

(開会時刻：11時20分)

教育長 皆様おはようございます。ただ今から、令和3年8月教育委員会臨時会を開催いたします。本日の委員の皆さんは全員出席でございますので、人数を満たしていることで進めてまいりたいと思います。

本日の議事録署名委員さんは、小松委員ということでございますので、よろしくお願いいたします。

本日は、特認校制度のことについての臨時会を開かせていただいておりますので、そのことにつきまして事務局から提案をさせていただきます。よろしくお願い致します。

明石主監 それでは、お手元の資料をご覧いただけたらと思います。先ほど教育長のほうからございましたように、本会では香美市立小中学校小規模特認校制度に関する要綱の制定について、ご協議いただけたらと思っております。

その前にお手元にあります資料のほうをご覧いただけたらと思いますが、7月26日に行われました第3回香美市公立学校特認校制度検討委員会のほうから、提言書という形でお手元にあるような内容のものが出されておりますので、こちらのほうを確認させていただきたいと思っております。

(提言書朗読)

という提言をいただいております。まず、このことについて、ご意見をいただけたらと思います。

教育長 この提言書につきまして、7月26日に行われました検討委員会の中で協議された内容が盛り込まれているというところがございます。

それでは、この内容につきまして、質問、それからご意見等も併せてよろしくお願いをいたします。

なお、検討委員会の委員長さんもお見えになっておりますので、付け加えてご説明が必要なところがございましたら、併せてよろしくお願いいたします。

宮地委員 まず第1回目の時に、この特認校制度について話し合いをしました。この制度については可否をやっぱり求めておかないといけませんので、議論をしていただいて、香美市にも特認校制度、これは他所の香南市ですとか南国市、それから高知市にも特認校を導入しておりますので、そういったことも紹介しながら話し合った結果、特認校制度については、それでよろしいなということになって、次に片地小学校について話し合いをしたわけでございます。

なお、その結果ここにありますような結論になりましたけれど、大柝の小中学校については、この検討委員会の中にも議題として入れまして話し合いをしてお

りますけれど、まだ小学校、中学校からのヒアリングもしておりません。そのヒアリングを実施した後に、また提言として教育委員会のほうに提出するということになろうかと思えます。

宮地委員　　なにか小松委員さん、付け加えることがあったらお願いいたします。

小松委員　　いや、提言書は委員長、副委員長にお任せしてありましたので、特別追加して説明することはありません。  
ここでちょっと質問よろしいでしょうか。

教育長　　お願いします。

小松委員　　提言書の宛先ですけど、これ教育委員会宛てなんですかね。教育長から付託を受けているのではないのですか。教育委員会が委嘱をしているのですか。これ、香美市教育長、白川景子からしてるのじゃないですか。

宮地委員　　要綱に書いてないですかね。

小松委員　　どっちなんだろうね。提言書の、まあ言うたら答申ですよ、答申の宛先。

明石主監　　教育委員会に提言することを目的とするとは書いてあるんですが、規則の中で。

小松委員　　そしたら、それですよ、教育委員会への提言とのことなので。

明石主監　　そうですね。

小松委員　　大体、市長部局やったら市長宛てに出しますよね。

明石主監　　ちょっとその辺を、どんなふうに。

宮地委員　　いや、教育委員会って書いていたらいいですよ。

浜田委員　　規則に書いてあるとおりにしかやりようがない。

明石主監　　そうですね、規則には提言は教育委員会に提言するとは書いてありますが。

浜田委員 私のほうから構いませんか。  
周知についてのところなんです、これは例えば、周知についてはこういう方法で周知を図るとかいう形が普通ではないか。リーフレットの内容云々をここへ載せるのは、変な感じがします。上にある（１）（２）とは違って、細かいことになって周知になっているでしょう。それと、児童が安心・安全に通えるイメージを連想できる、この連想、本来なら安心だから来てください、連想やないんですよね。だから言葉の選び方として、これは議会にも行くんですかね、この提言書、資料として。行かない、それでは構わないけど。

宮地委員 これたしかA委員じゃないかな、周知じゃなくて、情報を発信する時にはっていうふうな話が出ましたよね。  
要するに情報を発信する時に…

明石主監 そういう文言でした。ちょっと自分のほうがまとめてしまった部分もありますね。

宮地委員 でも、文面はまかせてもらっていますので、修正したらいいんですよ。

明石主監 まあ、Bさんのほうやったかな、安心・安全は、C委員。

浜田委員 分かるんですよ。離れて川あって、安心して通えるようなことは必要ですよっていうのは分かるけど、そもそもイメージ上連想出来る言葉を入れること。

宮地委員 言うた言葉をそのまま書いてますね。

明石主監 まあそうですね。もうちょっと、そのまま言葉を書かせてはいただいているような部分があります。

浜田委員 取りようによっては、逆のイメージというのはある。

教育長 ちょっと漠然としているという、抽象的。

浜田委員 いや、イメージを連想出来るということは、本来安心して帰れる状態やったらこんな言葉は使わないです。無いからこれを強調しようとしている。

明石主監 済みません。今出されているリーフレットにそういったものが無いということ

だったのでということです。

浜田委員 それは分かります。済みません、細かいことで。

教育長 このことにつきましては、それでは、言葉のとおりをここに記載するのではなく…

明石主監 ちょっと再度検討させていただきます。

教育長 学校は児童が安心・安全に通えるという居場所であるということを明記されたものにするというような形で、事務局のほうで再度考えて、ここは訂正することによってよろしいでしょうか。

宮地委員 余りにも固すぎてね、もっとやっぱり大事な、安心できるようなものにと考えますので。

教育長 それから、先ほど小松委員さんからご質問がございました、提言書の宛て先が規則を根拠として教育委員会に提言するものということで、これはもうご承認いただいてよろしいでしょうか。  
それじゃあ今2点のところ、他にございませんでしょうか、ご質問等。

小松委員 まあ、提言書の内容はここで決めるものではありませんので、検討委員会へ一旦差し戻すという形で、それで検討委員会のほうで作成してもらったらいと思います。

教育長 それでは、再度検討委員会のほうにご承認をいただいて提言書とするということによってよろしくお願いいたします。  
それでは提言書から、募集のご案内の文書について。

明石主監 この募集のご案内に関しても、再度またご意見をいただきたいと思っております。ちょっと今日この場で協議というのはなかなか難しいと思っておりますので、でも急いだものとはなると思っておりますので、また今度の定例の教育委員会には、ある程度形が整ったものを文言等も踏まえて、提出させていただきたいと思っております。項目に関しましては制度であるとか、基本的な考えであるとか、入学の条件、特認校制度の申し込みの方法、入学の決定などを載せたものとは思っております。ここに関して少しまた、これもちょっと自分自身も迷っているところがあります。

余り固いのもどうか、なかなか難しいところなのかなあというふうに。リーフレットというものを学校のほうからは、学校サイドとしては出すと、教育委員会からは募集の案内的なものも出さなくてはいけないというふうに考えておりますので、ちょっとここもご意見をまたいただいて、次の教育委員会にはと思っております。

宮地委員 これ他所の、他所と言うか。

明石主監 南国市と香南市を合わせたような形にはなっています。

宮地委員 いやいや、香美市内の小学校にもリーフレットを配るんですか。

明石主監 リーフレットは勿論、そうです。リーフレットは配りますね。

宮地委員 で、保育園も入れるんですか。

教育振興課長 土佐山田町内の全戸配付を考えています。

宮地委員 いや、保育園？

教育次長 広報と一緒に全戸配付してですね。

宮地委員 ああそうです、分かった。

小松委員 ちょっと質問よろしいですか。

まあ、この特認校制度というのは、ある面その教育制度改革やと思うんですよ。そうした場合、高知市、南国市などの状況、まあ法令整備の状況ですけど、それがどうなのかなと思ひましてね。似たところ見たら、条例を制定して規則を作って、それから要綱を作っているところもあります。ただ、いきなり規則でやるところもあるかもしれん、規則、要綱でやるところもあるかもしれんですけども、結構これ教育制度改革言うたら、重要な案件やと思うんですよね。ほんじゃき、要綱というのは下から2番目ですよ、要領、要綱、それから附則、条例ですから、ほんで、そこら辺はどうなのかなと思ひました。南国市、高知市なんかはどういうふうにやっているか。インターネットは県外のやつしか無かったので。

- 宮地委員            いいですか。  
例規集をちょっと見てみますと、通学区域に関する規則というのがありますよね。法を整備するのにどういった、いろいろな手順があると思うんですけど、今、通学区域に関する規則を見た時に、第2条に別表があって、それで、そこへ第2条の第2項ぐらい作って、例外規定を設ける。いわゆる特認校に認定された学校はその限りでないというものを作っておいて、それで要綱を作る、出来るだけあんまり複雑にならんようにしてもらったらえいやないかなと思って、そんなイメージを私なりに持ってたんですけど、いろいろやり方はあるかな。
- 小松委員            そうですね、どれぐらい重要かというところですね、ポイントはね。
- 浜田委員            重要性と結局、条例とかその他についてはこの前も出たわけやけど、住民の権利を制限しているから、議会で諮るようにするわけですよ。だから議会で諮らないものというのは本来内部の、行政の方々を縛って、それに基づいてやりなさいよというのが、通例の法整備の関係なんですけど。けれど条例で出来てないですよ、校区の関係は規則でやるので、規則は議会に諮らなくても香美市の場合はいいということになっているので。まあ言うたら、行政が勝手にやったやつで校区なんかは住民のあれを制限していいのかという問題にはなってくる場合があるわけですよ。けどまあそういうふうに出てくるんだから、それを踏襲して、宮地委員が言われるような形で…
- 宮地委員            要綱はそうなってるね、ごめんなさい。
- 浜田委員            だから、本来言うたら規則に乗せたほうがいいですね、例外っていうのやのうて、そのほうが分かりやすいですね。そこから持ってきて細かいことは、まあ要綱なりで決めていく。
- 小松委員            私が、結構大事なところやと思いますね。ほんで高知市、南国市はどういう法整備をしちゅうというのを参考にしたらえいと思うんですよ。
- 教育次長            南国市は、今まで区域外就学とかあるじゃないですか。要領なんですけど、要領の区域外就学の中にこの特認校制度を入れてあります。それで、要綱より下のところに入れてやっていますね。
- 浜田委員            元の根拠になる部分は無いですか。

教育次長 南国市ですか。

浜田委員 うん。

教育次長 南国市は無いと思います。特認校制度はうちで言う規則の校区の設定をして、あと要領で区域外就学と同じ扱いで定めているという感じですね。高知市はもうちょっと違うやり方をしているかもしれません。

教育長 なお、再度そこをしっかりと確認をして、教育委員会内で理解が進むようにしておく必要があるかなと思いますので、ちょっと情報収集もして、みなで口頭で確認できる…

教育次長 ただ条例を直すとなると、議会にかけていかんといかんで、なかなか片地小学校のリーフレットを入れるとかいうのが間に合わなくなります。規則やったらうちの部分で出来ます。

浜田委員 けど、結果的に今校区の制限も規則になっているわけですか。

教育次長 そうです。

浜田委員 だから特認校がそれを超えてやるというのは、なんか。

宮地委員 ちょっとね。

教育次長 規則でそれは、もう校区の設定が規則なので、特認校も…

宮地委員 通学区域に関する規則が、香美市のやっぱり縛りになっているわけですね。

明石主監 そうですね、規則にはなっています。

宮地委員 だから、条例には無いでしょう、謳ってないでしょう。

教育次長 参考にしたところの市町村も規則で謳っていて、要綱で特認校を定めているというやり方をしているので、それを参考にしました。

教育長 では済みません、まとめますと、規則の中で要綱の内容等についても、規則の中

で特認校制度を認めていると、新たに附則しているというところであるという確認ですね、香美市の場合は。併せてそのことにつきましては、参考にさせていただいた南国市、香南市等におきましても同じ扱いであったので、それを参考にしたということ、じゃない？

教育次長 いや、南国市はもうちょっと下の段階で…

教育長 まだ下。

教育次長 もっと要領で、特認校だけの要綱は作ってないです。うちは作るようにしたんです。

教育長 そうか。

浜田委員 香南市の場合は規則に例外を、なんとかが出来るとかいうのはないんですか。その区域分け。

教育次長 うちですか、香南市ですか。

浜田委員 いや、突然に校区を決めてますよね。

教育次長 決めてますね、校区。

浜田委員 それで、突然に要綱で特認校制度を。

教育次長 ちょっと条例持って来っています。

宮地委員 元々校区というのは、地方教育行政の組織や運営に関する法律の中にありますから、それは多分教育委員会で規則で定めなさいよという解説になっているはずですよ。だからそれに基づいて規則を作っちゃうと思うんですよ。だから条例で制定しなさいにはなってないみたいです。

教育長 条例には無いと思います。

(資料を見る)

教育長 議案の第1号として、香美市立小中学校小規模特認校制度に関する要綱の制定について、香美市立小中学校小規模特認校制度に関する要綱の制定について、教育委員会の承認を求めるところで、別に定めるという規則の中のものを生かして、要綱として定めたということによろしいでしょうか。どうでしょうか。

宮地委員 この要綱はどこの市町村を参考にしました。

教育次長 栃木県小山市です。

明石主監 第3条のことを生かして別に定めたものとして、特認校をこの要綱で定めさせていただくという考えのもと作成をしたということによろしいですか。

宮地委員 だから、1年間はそこへ許可されたら通ってくださいよということですね。

明石主監 読み上げましょうか。そしたら、構いませんでしょうか。

(議案第1号朗読)

浜田委員 1ついいですか。

この第4条の「1年以上の期間」、それと第7条の「以後1年を経過するまで」、この年数要るんですかね。ちょっと整合性が無いような感じですが、1年以上と1年を経過するまで。

それともう一つ心配なのは、普通は理由があって別の学校へ行かすというのは、教育委員会では校区外をやりゆうなんですけど、その理由が無くても行けるわけですよ。1年未満の者でも理由がなくても行きたくなることはないか。この年数無くても別に文章、この1年のこだわっているのはなんの理由があるのかなあと。

教育次長 特にないんですけど1年は行ってもらいたいと、まあ1回許可をしたら、卒業までは何もせずに行けますよという感じなんですけど…

浜田委員 逆に1年を書くことによって、1年行ったらいいのかというようなイメージが、だから第4条は「就学した以後は、当該小規模特認校に就学するものとする。」とやれば別に問題はないでしょうね。第7条も「就学した日以後、就学児童生徒を許可校に通学させることに努めること。」、年数が要るのかなあと、ここの1年と書いた年数の意味がなんだということです。

教育次長　　すぐに元の校区に帰りたいと言われるのを避けるためだけだとは思うんですけど。

宮地委員　　それとね、5月1日を過ぎるとねえ、学級が認可にならず、だから基準日が5月1日ですから、すぐもう辞めますと言われたら、その1人で、また複式に逆戻りっていうあれもありますから、そういうことも想定しているじゃないかなど。

教育次長　　すぐに辞められるのは。

明石主監　　そうですね、そういうこと。

宮地委員　　学校は5月1日を非常に敏感に捉えますので。

教育長　　複式にするのかしないのかという微妙な1人の人数によって特認校制度というのを。

浜田委員　　でもやっぱり、小山市か…

教育次長　　それとうちに合わせて変えたんですけどね。

教育長　　では、そういうご理解でよろしいでしょうか。親御さんも1年を経過するまでは、いろいろ何があっても通学させてくださいねと、努力を続けてくださいねということを明記して、割と替わりたい、替わりたいという保護者さんはすぐに替わりたいというようなところのご苦労もおありだったのかなということも、まあ良かれと思って勿論保護者の方も動いておられるとは思うんですけども、そういうところからということで、今まず募集のご案内の案を協議するところでございましたけれども、その基になる要綱はどのような形になっているのかというところで、要綱のほうに今協議を移させていただいております。他にございませんでしょうか。確かに制度改革は制度改革なので、慎重に要綱も作成をしてというところでございますので、議論させていただいております。それと、併せて小規模特認校就学申請書と就学許可申請書についての、それから不許可申請書の記載が横長にございましたけれども。

宮地委員　　これで複式解消になったらいいんですけどね。

教育長           これ1年毎に。

教育次長        いや、もう卒業までと考えています。

教育長           いますよね、それで希望期間というのは、様式第2号(第6条関係)なのですが、この就学希望期間というのは。

教育次長        卒業までを書いていただく。

教育長           書いていただくということですね。

小松委員        よろしいでしょうか。  
その要綱で、ずっとインターネット見てるんですけど、就学できる児童の人数というのを何条かに入れているところもあるんですよ。あと、入学の要件というのにも入っているところもあるんですけど、そういうのは必要ないんでしょうかね。要件はというとね、通学する小規模特認校の教育活動方針に賛同することとか、保護者はPTA活動について十分理解し、積極的に参加すること、通学に当たっては保護者の負担と責任において行うこととかいうのが入っている。ここはスクールバスの話があるんで。就学できる児童の人数については、小規模特認校に就学できる児童の人数は、何々教育委員会が、当該小規模校に在籍する児童の人数を勘案し毎年度定めるとか、そんなふうなのが入っているところもあります。まあ、参考に。

教育長           私、以前に北海道の特認校に視察に行ったところがございますけど、物凄い人気校で、それで条件を一杯付けた、それから、物凄い人気校でスキーをどんどんどんどんやっていくっていう特色のある学校だったんですけども、PTA活動は積極的にやってもらわないと学校が成り立たないとか、通学バスなんかも無いので、確実に親が送って来てくださいねとか、なかなか厳しい要件が必要な学校で、そういう厳しい要件を付けられていた学校は承知しています。それを片地小とかにどこまで。

浜田委員        本来、競争の場合やったらいろいろ制限を付けて、まあ校区も制限なんですがある意味、競争がある場合やったら制限をこう付けて、人気校を出来るだけ抑え込むというのはあるかもしれないけど、今の状況から言うと、PTAもやりなさい言うたら、まず難しいですよ。普通の小学校でもPTA活動に参加しない傾向にあるので。だから出来るだけ今回の目的が、その複式を解消とかいろいろしよ

うとするなら、幅広い形でやったほうが良いんじゃないですかね、

宮地委員 奈路小の場合もあんまり条件は付けてなかったですかね。

明石主監 条件はあんまり、ここにある募集のご案内の案の入学条件のところに書かせていただいているようなことですね。

教育次長 奈路小は1年だけでしょう、第1学年だけ。

明石主監 そう、第1学年だけでした。

教育次長 それで要綱は定めてないんですよ、南国市は。各小学校にお任せしているみたいな感じになってますね。

教育長 条件についてはそういう理解でよろしい。例えば大栃なんかでそれを厳しく言う、構いませんでしょうか、そういう理解でよろしいでしょうか。

宮地委員 今、小学校の場合、4キロを超える場合でしたかね、通学費の補助が…

明石主監 通学費の補助ですね。

教育次長 そのことがあるからここに載せなかったんですよ、保護者の責任で通わせてくださいという項目は除けました。

宮地委員 なるほど、分かりました。当然その子はもう香美市内の子どもですから適用を受けますので、小学校は4キロ以上、中学校は6キロ以上ですね。

教育次長 はい、そのとおりです。

教育長 あと人数のことですけれども、年度によって募集人数が左右されるということもあって、それで実際の学校が募集をする募集要項、その中に何年生若干名、何年生若干名、あるいは入学生のみとか、そういう記載を毎年していくということが話し合われたように記憶しておりますが、人数をこの要綱の中に、1項、2項のほうですよ、募集要項、ということにしてはどうだろうかという要項でした。毎年状況に合わせて。済みません。お昼が過ぎてしまったんですけど、こういう場合は続けて。

宮地委員 そのまま行きましょう。。

教育長 それでは、要綱につきましては、他にないでしょうかね。しっかりここで話し合いをしないと。

明石主監 そしたら、募集要項にそういうものは記載するという事でよろしいでしょうか。

教育長 では、お願いいたします。  
それでは、募集のご案内（案）のほうに戻りたいと思いますが、  
明石先生これも、ご案内も簡単に、再度説明をお願いします。

明石主監 こちらの香美市立小中学校小規模特認校制度に関する要綱に関しては承認が要りますけれども、こちらの募集のほうの要項的なものに関しては、各学校との相談になるのかなと思っております。ということで、どの学校にもある程度伝えて使いまわしがいいような文面にはしてありますが、ちょっとまた各市町村のを参考にしながらということにはなりますけれども、香美市立小中学校小規模特認校への通学を希望される方へ募集のご案内ということで、1、小規模小中学校特認校制度について、ここに趣旨、目的を書かせていただいています。小規模校の特性を活かし、豊かな特色ある…趣旨、目的、入学の基本的な考え、それから、ここにその学校の区域、学校名、所在地、通学区域、基本的な学級形態、ここは単式であるのか複式であるのかというところが入ろうかと思えます。で、募集及び人数に関しては、どういう人数であるのか。先ほどの南国市の例で言いますと、新入生のみなのか全学年なのかということになるかと思えます。入学の条件として、ここの条件の中には先ほど議論いただきました、通学の問題であったりPTAのこと、それから、期間のことをここに書かせていただいております。

それと、裏面のほうの申請方法に関しては、ここにある、先ほど述べました就学申請書を出すということで、新入生の場合と転学の場合の相違点としましては、転学の場合は、この申請の前に在籍学校長との面談をするという部分が入りますが、その他は同じとなります。特認校入学の決定に関しては、教育委員会のほうから文書を以って保護者に通知するという事となります。

募集要領としましては、いつからということと、これは片地小のことを書いてありますけれども、問い合わせ先、それから特認校の見学、それから片地の場合はオープンスクールということを決定するという事になっておりますので、オー

プンスクールを10月17日に開催する。それから、特認校入学の決定に関しては、委員会のほうから文書を以って知らせるということを記述しているということで、レイアウトとかいろいろなことを考えて、またただの文書のままということにならないと思いますが、こういったものが必要なのかなと思って、案として出させていただいております。

教育長 1の(3)の特認校の通学区域等につきましては、現在では片地小ですがけれども、大栃小が承認された場合には、並列してここに掲載されることになるのか。それとも、別々に。

明石主監 これは、各学校毎に出そうかなと思っております。

教育長 ということの理解をお願いします。各学校毎にこれを、募集のご案内ということで。

明石主監 項目に関してはどの学校にも使えるような形にして、それで、各学校毎に少し内容も変えなくてはいけない部分も出てこようかと思ひます、募集人数であったりということに関してはあろうかと思うので。

教育長 現状では概ね、小規模特認校には適用はするけれども、今回提出させていただいたのは、片地小学校を念頭に置いたものであるということです。

宮地委員 これはもう事務局のほうでお願いしたいと思ひます。出来るだけ軽微で分かりやすくいく、固くならないような文章に、出来たら漢字も少なかったらな方がいいですね。

教育長 そうですね、はい。それを心掛けて、再度事務局内で精査をしてみたいと思います。ありがとうございます。  
それでは、小規模特認校制度につきまして事務局からの提案は以上でしょうか。

教育長 以上で、教育委員会に提出されました議案につきましては、承認をいただいたということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。  
では、以上で教育委員会を終わります。

(閉会時刻：12時17分)